

内閣委員会議録 第二号

平成十一年十二月三日(金曜日)

午後零時三十三分開議

出席委員

委員長 植竹 繁雄君

理事 鈴木 俊一君 理事 虎島 和夫君

理事 萩野 浩基君 理事 松本 純君

理事 岩田 順介君 理事 山元 勉君

理事 河合 正智君 理事 三沢 淳君

大石 秀政君 大村 秀章君

小泉純一郎君 佐藤 信二君

関谷 勝嗣君 谷川 和穂君

堀内 光雄君 武藤 嘉文君

持永 和見君 米田 建三君

北村 哲男君 佐々木秀典君

倉田 栄喜君 白保 台一君

饒淵 俊之君 瀬古由起子君

中路 雅弘君 畠山健治郎君

笹木 竜三君

国務大臣
(総務庁長官) 続 訓弘君

総務政務次官 持永 和見君

北海道開発政務次官 米田 建三君

沖縄開発政務次官 白保 台一君

内閣委員会専門員 新倉 紀一君

委員の異動
十二月三日

辞任 補欠選任

越智 伊平君 大石 秀政君

松田 仁君 大村 秀章君

深田 肇君 畠山健治郎君

同日

辞任 補欠選任

大石 秀政君 越智 伊平君

十一月十七日

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願(石井郁子君紹介)(第一号)

同(金子満広君紹介)(第二号)

同(穀田恵二君紹介)(第三号)

同(畑英次郎君紹介)(第四号)

同(石垣一夫君紹介)(第五号)

同(坂上富男君紹介)(第六号)

同(畠山健治郎君紹介)(第七号)

同(北橋健治郎君紹介)(第八号)

同(菅原喜重郎君紹介)(第九号)

同(中林よし子君紹介)(第十号)

同(松沢成文君紹介)(第十一号)

同(池端清一君紹介)(第十二号)

人事院勧告等の実施に関する請願(石橋大吉君紹介)(第七〇号)

動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願(畑英次郎君紹介)(第九六号)

同(太田昭宏君紹介)(第一〇三号)

同(奥田建君紹介)(第一〇四号)

同(笹山登生君紹介)(第一〇五号)

同(島路君紹介)(第一〇六号)

同(坂上富男君紹介)(第一〇七号)

同(西田猛君紹介)(第一〇八号)

同(伊藤英成君紹介)(第一〇九号)

同(佐藤謙一郎君紹介)(第一一〇号)

同(武山百合子君紹介)(第一一一号)

同(原口一博君紹介)(第一一二号)

同(渡辺周君紹介)(第一一三号)

同(池端清一君紹介)(第一一四号)

同(北村直人君紹介)(第一一五号)

同(桑原豊君紹介)(第一三三三号)

同(砂田圭佑君紹介)(第一三三四号)

同(田端正広君紹介)(第一三三五号)

同(中馬弘毅君紹介)(第一三三六号)

同(中野正志君紹介)(第一三三七号)

同(中村正三郎君紹介)(第一三三八号)

同(西川知雄君紹介)(第一三三九号)

同(平沼勉君紹介)(第一三四〇号)

同(藤井孝男君紹介)(第一三四一号)

同(細川律夫君紹介)(第一三四二号)

同(前原誠司君紹介)(第一三四三号)

同(松本和那君紹介)(第一三四四号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第一三四五号)

同(宮腰光寛君紹介)(第一三四六号)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三四七号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第一三四八号)

同(同月二十六日)

人事院勧告の改善部分早期実施、一時金の切り下げ中止に関する請願(中路雅弘君紹介)(第一五六号)

非核三原則の法制定に関する請願(中西績介君紹介)(第一五七号)

同(畠山健治郎君紹介)(第一五八号)

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願(中西績介君紹介)(第一五九号)

同(吉井英勝君紹介)(第一六〇号)

動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願(赤松正雄君紹介)(第一六一号)

同(栗屋敏信君紹介)(第一六二号)

同(稲垣実男君紹介)(第一六三号)

同(小里貞利君紹介)(第一六四号)

同(金田英行君紹介)(第一六五号)

同(河井克行君紹介)(第一六六号)

同(高村正彦君紹介)(第一六六号)

同(今田保典君紹介)(第一六七号)

同(佐々木秀典君紹介)(第一六八号)

同(佐藤静雄君紹介)(第一六九号)

同(佐藤勉君紹介)(第一七〇号)

同(下村博文君紹介)(第一七一号)

同(高島修君紹介)(第一七二号)

同(中川正春君紹介)(第一七三号)

同(中西績介君紹介)(第一七四号)

同(西川公也君紹介)(第一七五号)

同(保坂展人君紹介)(第一七六号)

同(堀之内久男君紹介)(第一七七号)

同(松本龍君紹介)(第一七八号)

同(宮島大典君紹介)(第一七九号)

同(山口泰明君紹介)(第一八〇号)

同(石破茂君紹介)(第一八一号)

同(江口一雄君紹介)(第一八二号)

同(大野功統君紹介)(第一八三号)

同(栗原裕康君紹介)(第一八四号)

同(古賀正浩君紹介)(第一八五号)

同(永井英慈君紹介)(第一八六号)

同(根本匠君紹介)(第一八七号)

同(畠山健治郎君紹介)(第一八八号)

同(八代英太君紹介)(第一八九号)

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法の早期制定に関する請願(北村哲男君紹介)(第二九七号)

みどりの日を昭和の日に改める等祝日法改正に関する請願(石破茂君紹介)(第二九九号)

新たな個人情報保護法の制定に関する請願(堀込征雄君紹介)(第三六八号)

十二月三日

男女共同参画社会基本法に基づく業者婦人に対する施策の充実に関する請願(佐々木秀典君紹介)(第三七八号)

同(中村純一君紹介)(第四五三三号)

同(土井たか子君紹介)(第五〇一号)
同(松本善明君紹介)(第五〇二号)
動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願(遠藤利明君紹介)(第三七九号)
同(小川元君紹介)(第三八〇号)
同(大野松茂君紹介)(第三八一号)
同(亀井久興君紹介)(第三八二号)
同(瓦力君紹介)(第三八三号)
同(島津尚純君紹介)(第三八四号)
同(下地幹郎君紹介)(第三八五号)
同(中山利生君紹介)(第三八六号)
同(深田肇君紹介)(第三八七号)
同(細田博之君紹介)(第三八八号)
同(尾身幸次君紹介)(第三八九号)
同(奥山茂彦君紹介)(第三九〇号)
同(木村義雄君紹介)(第三九六号)
同(茂木敏充君紹介)(第三九七号)
同(山元勉君紹介)(第三九八号)
同(伊藤茂君紹介)(第四五四号)
同(知久馬三子君紹介)(第四五五号)
同(中村鋭一君紹介)(第四五六号)
同(福永信彦君紹介)(第四五七号)
同(岩國哲人君紹介)(第四七〇号)
同(生方幸夫君紹介)(第四七一号)
同(海江田万里君紹介)(第四七二号)
同(金田誠一君紹介)(第四七三号)
同(北橋健治君紹介)(第四七四号)
同(玄葉光一郎君紹介)(第四七五号)
同(河本三郎君紹介)(第四七六号)
同(戸井田徹君紹介)(第四七七号)
同(中西啓介君紹介)(第四七八号)
同(松沢成文君紹介)(第四七九号)
同(今村雅弘君紹介)(第五〇三三号)
同(小林守君紹介)(第五〇四号)
同(児玉健次君紹介)(第五〇五号)
同(穀田恵二君紹介)(第五〇六号)
同(佐々木陸海君紹介)(第五〇七号)
同(阪上善秀君紹介)(第五〇八号)
同(桜井郁三君紹介)(第五〇九号)

同(志位和夫君紹介)(第五一〇号)
同(瀬古由起子君紹介)(第五一一号)
同(寺前巖君紹介)(第五一二号)
同(中林よし子君紹介)(第五一三三号)
同(浜田靖一君紹介)(第五一四号)
同(平賀高成君紹介)(第五一五号)
同(山原健二郎君紹介)(第五一六号)
同(吉田公一君紹介)(第五一七号)
戦争被害等に関する真相究明調査会設置法の早期制定に関する請願(北村哲男君紹介)(第三八九号)
同(岩田順介君紹介)(第四〇三三号)
同(中川正春君紹介)(第四〇四号)
同(嶋山由紀夫君紹介)(第四〇五号)
同(赤松正雄君紹介)(第四〇六号)
同(坂上富男君紹介)(第四〇七号)
同(嶋山由紀夫君紹介)(第四〇八号)
同(細川律夫君紹介)(第四〇九号)
同(松本龍君紹介)(第四一〇号)
同(生方幸夫君紹介)(第四一〇号)
同(海江田万里君紹介)(第四一八号)
同(金田誠一君紹介)(第四一八号)
同(玄葉光一郎君紹介)(第四一八号)
同(佐藤謙一郎君紹介)(第四一八号)
同(伊藤忠治君紹介)(第五一八号)
同(海江田万里君紹介)(第五一九号)
同(桑原豊君紹介)(第五二〇号)
同(小林守君紹介)(第五二二号)
同(志位和夫君紹介)(第五二二号)
人事院勧告の改善部分早期実施、一時金の切り下げ中止に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第三九九号)
同(瀬古由起子君紹介)(第四五八号)
非核三原則の法制定に関する請願(辻元清美君紹介)(第四〇〇号)
同(保坂展人君紹介)(第四〇一三号)
同(横光克彦君紹介)(第四〇二二号)
同(知久馬三子君紹介)(第四五九号)
新たな個人情報保護法の制定に関する請願(小

坂憲次君紹介)(第四九四号)
同(宮下創平君紹介)(第五二三号)
は本委員会に付託された。

十一月二十二日

国家公務員の定員削減に関する陳情書(大阪市北区中之島六の二の二七秋山喜久)(第二号)
公務員の一時金の切り下げを行わず賃金改善部分の早期実施に関する陳情書外六件(仙台市青葉区二日町九の一五大房温外六名)(第三号)
公務員労働者の新賃金早期決定に関する陳情書(福井県三方郡美浜町郷市二五の二五美浜町議会内山本善昭)(第四号)
人事院勧告に関する陳情書(京都市伏見区深草藤森町一関根文太郎)(第五号)
平成十一年度軍人恩給の改善に関する陳情書外四十六件(仙台市青葉区本町三の七の四加藤傳吉外四十六名)(第六号)
同月三十日
包括的個人情報保護法の制定に関する陳情書外三件(広島県尾道市久保の一五の一尾道市議会内神田誠規外三名)(第一七五号)
平成十一年度軍人恩給の改善に関する陳情書外十件(徳島県阿南市上大野町住友義男外十名)(第一九三三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案(内閣提出、第百四十五回国会閣法第一二三号)

○榎竹委員長 これより会議を開きます。
第百四十五回国会、内閣提出、国と民間企業との間の人事交流に関する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。統務庁長官。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○統務大臣 ただいま議題となりました国と民間企業との間の人事交流に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成九年三月六日付の意見の申し出にかんがみ、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成及び行政運営の活性化を図るため、一般職の職員を期間を定めて民間企業の業務に従事させること及び民間企業に雇用されていた者を任期を定めて一般職の職員に採用することについて定めるとともに、防衛庁の職員について同様の措置を講ずることとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、一般職の職員を、その身分を保有させたまま、民間企業の従業員としてその業務に従事させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させる交流派遣制度を設けることとし、制度の実施のために必要な手続を定めるとともに、交流派遣職員に特別の服務義務を課す等、公務の公正性、信頼性等を確保するための措置を定めることとしております。

この交流派遣の期間は、原則として三年以内といたしております。

なお、交流派遣職員については、国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこと等、国家公務員共済組合法等の特例を定めることとしております。

第二に、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者を、民間企業から、一般職の常勤職員として採用する交流採用制度を設けるとし、制度の実施のために必要な手続を定めるとともに、交流採用職員に特別の服務義務を課す等、公務の公正性、信頼性等を確保するための措置を定めること

といたしております。

この交流採用に係る任期は、原則として三年以内といたしております。

第三に、これらの制度の運用における透明性を確保するため、人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に実施された交流派遣及び交流採用について必要な事項を報告するものとしたしております。

第四に、防衛庁の職員について、以上の措置に関する規定を準用することとしたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。ただし、この法律の施行のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○植竹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る七日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案

法律

(目的)

第一条 この法律は、行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有

する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者について交流採用をして職務に従事させることにより行政運営の活性化を図るため、交流派遣及び交流採用（以下「人事交流」という。）に必要措置を講じ、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十四条

第一項及び第二十三条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

一 合名会社、合資会社及び株式会社

二 有限会社

三 信用金庫

四 相互会社

五 前各号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている本邦法人（その資本の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。）であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもののうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

六 外国法人であつて、前各号に掲げる法人に類するものとして人事院が指定するもの

3 この法律において「交流派遣」とは、期間を定めて、職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいう。

4 この法律において「交流採用」とは、民間企業に雇用されていた者であつて引き続いてこの法

律の規定により採用された職員となるため退職したものを、選考により、引き続いて任期を定めて常時勤務を要する官職を占める職員として採用することをいう。

5 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

6 この法律において「各省各庁の長」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長をいう。

第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律（次条、第五条第二項、第十二条第三項、第十四条、第十五条、第十七条及び第二十三条の規定を除く。次号において同じ。）の実施の責めに任ずること。

二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 人事交流の適正な実施を確保するため、人事交流の制度の運用状況に関し、職員、任命権者その他の関係者に報告を求め、又は調査をすること。

(内閣総理大臣の責務)

第四条 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用に資するため、その運用に関する基本方針を作成し、これに基づいて、各行政機関が行う人事交流に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用を確保するための方策について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(交流基準)

第五条 各省各庁の長その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準（以下「交流基

準」という。）に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

一 国の機関に置かれる部局等であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三条第四項及び第二十條において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

二 国と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

三 その他人事交流の制度の適正な運用のために必要な事項

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、交流基準に関し、人事院に意見を述べることができる。

3 人事院は、交流基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、人事院規則の定めるところにより、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

(民間企業の公募)

第六条 人事院は、人事院規則の定めるところにより、人事交流を希望する民間企業を公募するものとする。

2 人事院は、各省各庁の長に対し、定期的に又はその求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

(交流派遣)

第七条 各省各庁の長は、人事院規則の定めるところにより、交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を人事院に提出し、部内の職員について前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることを要請することができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による要請をし

る職員の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による要請に係る交流派遣の実施に関する計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院が認定した場合には、人事院総裁は、当該要請に係る職員(その職員が人事院事務局の職員であるときを除く。)を人事院事務局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員について当該要請に係る民間企業への交流派遣を実施するものとする。

4 人事院総裁は、前項の規定による交流派遣の実施に当たっては、同項の民間企業(以下「派遣先企業」という。)との間において、同項の認定を受けた計画に従って、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終了その他交流派遣に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項について取決を締結しなければならない。この場合において、人事院総裁は、当該職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

(交流派遣の期間)
第八条 交流派遣の期間は、三年を超えることができない。

2 前項の期間は、派遣先企業から当該期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると人事院が認めた場合は、前条第三項の規定により交流派遣をされた職員以下「交流派遣職員」という。及び当該交流派遣職員の交流派遣を要請した各省各庁の長(第十三条第三項において「交流派遣機関の長」という。)の同意を得て、交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

(労働契約の締結)
第九条 交流派遣職員は、第七条第四項の取決めに定められた内容に従って、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、

当該派遣先企業の業務に従事するものとする。

(交流派遣職員の職務)

第十条 交流派遣職員は、その交流派遣の期間中、職務に従事することができない。
2 次に掲げる法律の規定は、交流派遣職員には適用しない。

一 国家公務員法第百一条の規定

二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の規定

(交流派遣職員の給与)

第十一条 交流派遣職員には、その交流派遣の期間中、給与を支給しない。

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関に對してする申請(行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。)に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事院規則で定める業務に従事してはならない。

2 交流派遣職員は、派遣先企業における業務を行うに当たっては、職員たる地位を利用し、又はその交流派遣前において官職を占めていたことによる影響力を利用してはならない。

3 交流派遣職員の派遣先企業の業務への従事に関しては、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。

4 交流派遣職員に対する国家公務員法第八十二条の規定の適用については、同条第一項第一号中「この法律又はこの」とあるのは、「この法律若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律又はこれらの」とする。

(交流派遣職員の職務への復帰)
第十三条 人事院総裁は、交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その交流派遣を継続することができないか又は適当でない」と認めるときは、速やかに当該交流派遣に係る交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2 交流派遣職員は、その交流派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。

3 交流派遣職員が職務に復帰したときは、交流派遣機関の長(人事院総裁を除く。)は、直ちに、当該交流派遣職員をその部内の機関に属する官職に就けるために必要な措置をとらなければならない。

4 交流派遣後職務に復帰した職員については、その復帰の日から起算して二年間は、任命権者は、当該職員の派遣先企業であつた民間企業に對する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の当該民間企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定(同法第六十八條の二ただし書の規定を除く。以下この項において同じ。)は、交流派遣職員には適用しない。

この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が交流派遣職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 交流派遣職員に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

3 交流派遣職員は、国家公務員共済組合法第九十八條各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法

の規定の適用については、同法第二十一条第五号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号及び第四号を除く。)」と、「並びに国の負担金」とあるのは、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。)の負担金並びに国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第一百一条の二第一項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、組合の運営規則で定めるもの」と、同法第二百一条第一項中「各省各庁の長(自治大臣を含む。)」又は職員団体とあり、及び「国又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同法附則第二十條の三第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号及び第四号を除く。)」とあるのは「次の各号(第一号、第四号及び「第百二条第一項中」の規定とあるのは「及び附則第二十條の三第一項の規定」と、同条第四項」とあるのは「特別掛金」とあるのは「特別掛金並びに」と、「負担金並びに」の負担金」とあるのは「負担金」と、第二百二条第四項」とする。

(交流派遣職員に関する児童手当法の特例)
第十五条 交流派遣職員に関する児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十條第一項第五号に規定する団体とみなす。

(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律の特例)

給与に関する法律の特例

給与に関する法律の特例

給与に関する法律の特例

給与に関する法律の特例

給与に関する法律の特例

給与に関する法律の特例

給与に関する法律の特例

給与に関する法律の特例

給与に関する法律の特例

給与に関する法律の特例

第十六条 交流派遣後職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第七項の規定の適用については、派遣先企業において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七條第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(職務に復帰した職員等に関する国家公務員退職手当法の特例)

第十七条 交流派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合を含む。)における国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の規定の適用については、派遣先企業の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四條第二項、第五條第一項及び第七條第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七條第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四條第二項、第五條第二項及び第七條第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 国家公務員退職手当法第七條第四項の規定は、交流派遣の期間については、適用しない。

3 前項の規定は、交流派遣職員が派遣先企業から所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十條第一項に規定する退職手当等(同法第三十一條の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要がある認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

(交流派遣職員の職務復帰時における処遇)

第十八条 交流派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、俸給月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要

と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、交流派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(交流採用)

第十九条 任命権者は、第六條第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に雇用されていた者について交流採用をすることができ、

2 任命権者は、前項の規定による交流採用をしようとするときは、あらかじめ、人事院規則の定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定を受けなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により交流採用をするときは、同項の民間企業との間において、当該交流採用に係る任期が満了した場合における当該民間企業による再雇用に関する取決めに締結しておかなければならない。

4 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

5 任命権者は、交流採用をする場合には、当該交流採用をされる者にその任期を明示しなければならない。これを更新する場合も、同様とする。

(官職の制限)

第二十条 任命権者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員(以下「交流採用職員」という。)を同項の民間企業(以下「交流元企業」と

いう。)に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

(交流採用職員の服務等)

第二十一条 交流採用職員は、その任期中、いかなる場合においても、交流元企業の地位に就き、又はその事業若しくは事務に従事してはならない。

2 交流採用職員が離職後交流元企業の地位に就く場合には、国家公務員法第三條第二項の規定は、適用しない。

3 第十二條第四項の規定は、交流採用職員について準用する。

(人事交流の状況の報告)

第二十二条 交流派遣職員は、人事院総裁から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

2 任命権者は、毎年、人事院に対し、交流採用職員の任用及び職務の遂行の状況を報告しなければならない。

3 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に第七條第三項の規定により交流派遣をされた職員の派遣先企業における地位及び当該職員が当該交流派遣に係る同条第一項の要請の時に占めていた官職、前年に第十九條第一項の規定により交流採用をされた職員の占める官職及び当該職員がその交流元企業を退職した日の直前に当該交流元企業において占めていた地位その他必要な事項を報告しなければならない。

(防衛庁の職員への準用等)

第二十三条 この法律(第二條第一項、第五項及び第六項、第三條第一号及び第二号、第四條、第五條第二項及び第三項並びに第十條第二項を除く。)の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二條第

二項第六号中「人事院」とあるのは「防衛庁長官(以下「長官」という。）」と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛庁設置法(昭和十九年法律第六十四号)第七條第二項の教育訓練又は同法第十八條第二項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。))」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官及び学生を除く。))」と、第三條、第六條第二項、第八條第二項、第十九條第四項及び第二十二條第二項中「人事院」とあり、並びに第七條第三項及び第四項、第十三條第一項並びに第二十二條第一項中「人事院総裁」とあるのは「長官」と、第三條第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十一條第一項の規定により同法第二條第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。))」と、第五條第一項中「各省各庁の長」とあるのは「各省各庁の長(長官及び防衛施設庁長官をいう。以下同じ。))」と、「一」とあるのは「一(一般職に属する国家公務員の例に準じて)」と、第六條第一項中「人事院」とあるのは「長官」と、同条第二項、第七條第一項及び第二項並びに第八條第二項中「各省各庁の長」とあるのは「各省各庁の長」と、第七條第一項中「人事院」とあるのは「長官」と、「職員」とあるのは「職員(長官にあつては防衛施設庁に所属する自衛官を含み、防衛施設庁長官にあつては当該自衛官を除く。))」と、同条第三項中「人事院」とあるのは「長官」と、「人事院事務総局の職員であるときを除く」とあるのは「防衛施設庁の職員であるときに限る」と、「人事院事務総局」とあるのは「防衛庁本庁」と、第十二條第三項中「国家公務員法第四條」とあるのは「自衛隊法第六十三條」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二條」とあるのは「自衛隊法第四十六條」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、第十三條第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」と、第十四條第四項中「とし、その他の職員

については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十三条第一項」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「長官の」と、第二十一条第二項中「国家公務員法第二百三条第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二条第二項」と、第二十二条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2 防衛庁長官は、前項において準用する第七条第三項及び第十九条第二項の認定、前項において準用する第八条第二項の延長並びに前項において準用する第十九条第四項の承認を行う場合には、政令で定める審査会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

3 自衛隊法第六十条の規定は、第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた防衛庁の職員には適用しない。

4 第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた自衛官(次項において「交流派遣自衛官」という。)に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十八条の二第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(交流基準の制定のために必要な行為)

2 第五条の規定による交流基準の制定のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、行うことができる。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する平成九年三月六日付けの意見の申出にかんがみ、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成及び行政運営の活性化を図るため、一般職の職員を期間を定めて民間企業の業務に従事させること及び民間企業に雇用されていた者を任期を定めて一般職の職員に採用することについて定めるとともに、防衛庁の職員について同様の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年十二月九日印刷

平成十一年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K